

## 平成30年第2回水巻町議会 定例会 会議録

平成30年第2回水巻町議会定例会第1回継続会は、平成30年6月7日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	9番	井手幸子
2番	出利葉義孝	10番	住吉浩徳
3番	廣瀬 猛	11番	入江 弘
4番	水ノ江 晴 敏	12番	津 田 敏 文
5番	松 野 俊 子	13番	古 賀 信 行
6番	久保田 賢 治	14番	近 藤 進 也
7番	小 田 和 久	15番	柴 田 正 詔
8番	岡 田 選 子	16番	舩 津 幸 宰

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係長 ・ 藤 井 麻衣子

主任 ・ 原 口 浩 一

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	荒 卷 和 徳
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	増 田 浩 司
企 画 財 政 課 長	篠 村 潔	上 下 水 道 課 長	河 村 直 樹
管 財 課 長	原 田 和 明	会 計 管 理 者	山 田 浩 幸
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	村 上 亮 一
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
地 域 ・ こ ど も 課 長	山 田 美 穂	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 係 長	岩 下 裕 二

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 平成 30 年 6 月 定例会 (第 2 回)

第 1 回継続会

## 本会議 会議録

平成 30 年 6 月 7 日

水 卷 町 議 会

# 平成 30 年 第 2 回水巻町議会定例会 第 1 回継続会 会議録

平成 30 年 6 月 7 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 16 名、定足数に達していますので、只今から平成 30 年第 2 回水巻町議会定例会第 1 回継続会を開きます。

この際、諸般の報告を行ないます。6 月 4 日の本会議終了後に、水巻町自殺総合対策協議会委員の推薦について、代表者会議を開催いたしました。委員には、3 名の希望があり、くじを行なった結果、津田議員を推薦することになりましたので、ご報告いたします。

なお、議会選出の委員名簿は、お手元に配付のとおりでございます。ご確認ください。以上で、諸般の報告を終わります。

## 日程第 1 報告第 6 号の訂正について

議 長（白石雄二）

日程第 1、報告第 6 号の訂正についてを議題といたします。報告第 6 号 平成 29 年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、お手元に配付しております訂正請求書のとおり、町長から議案訂正の請求がありましたので、許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

異議なしと認めます。よって、報告第 6 号の訂正については、許可することに決しました。

## 日程第 2 諮問第 1 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から採決を行ないます。諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、これを適任とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

結構です。賛成全員と認めます。よって、諮問第1号は、適任とすることに決しました。

### **日程第3 同意第1号**

**議長** (白石雄二)

日程第3、同意第1号 水巻町副町長の選任についてを議題といたします。これから審議をいたしますが、副町長は、地方自治法第117条に規定されている除斥の対象ではありませんが、人事案件でありますので、除斥扱いといたします。本議案終了まで副町長に退席を求めます。

[ 副町長退場 ]

只今から質疑を行ないます。質疑はありますか。近藤議員。

**14番** (近藤進也)

14番、近藤です。これまでに、かつて私がいなかったときですが、この吉岡氏が選ばれたわけですが、行政経験の浅い、このような方があなたのもりができるのかと私、疑ったんですが、1期4年間やったわけです。実際、この私のときには、ずいぶん陰湿な邪魔をされて、副町長なくても4年間やれたのですが、あなた、いなくてもやれるんじゃないかと私は思っているんですけれども、実際、この副町長にかかる経費は、手当も含めて、この4年間、どれだけの支出がなされたのか、その費用負担について、お聞きしたいと思います。

**議長** (白石雄二)

町長。

**町長** (美浦喜明)

正確な数字ではないですが、副町長は900万円。年収ですね。4年間で、4×9で、3千600万円。それから退職金600万円ぐらいとっております。以上です。

**議長** (白石雄二)

近藤議員。

**14番** (近藤進也)

この4年間やってみて、何をされた方が分かりませんが、これだけの支出があなたにとっては、大した数字ではないと。これも他人の金じゃないんですよ。あなたの金でもない。町民の大切な税金でありますので、有効に活用するという方向と、それから毎年この町の大きな予算としても、適切な予算としては、だいたい80億円前後。それが毎年95億円、ある

いは、100億円に達する。そういう100億円を突出するかもしれませんよね。それぐらい公共投資が著しく、ずいぶん目につくんですが、先行投資といえば先行投資かもしれません。実際に、この見合った、私どものこの水巻の、内容に見合った適切な支出がなされているのかどうか。

それは、かつて、私のときも、水道料金の値下げにも反対。金がかかるんだ。子ども医療費の無料化にも反対。特に、蔵元さんが企画財政課のときには、子ども医療費の無料化は、経常的にお金が、支出が大きく膨らんでくると。これ止めろと。ずいぶん邪魔をされたものですが、あなたのときは、何でもがすんなりと、どんどん積み重ねて、この町にかかる予算が、経常経費がずいぶん膨らんでいったということもあります。

このときに、はじめて、また再度、副町長がこれからどういうことで、どういった仕事をされるのか分かりませんが、どうしても必要かと。必要であるならば、なぜ置くのかと。どういったところにあなたの仕事の補佐ができるのか、その辺のところをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

町長。

**町 長（美浦喜明）**

1つは、副町長という1つの組織です。遠賀郡でも副町長会というものがあまして、やはり他町との関係で、町長会、副町長会、それから課長会。そういうものがあります。そういう中で、水巻がやはり副町長は、水巻のまず事務方のトップでございまして、事務方の調整をする。そして、町長会に上げる。こういう組織があります。そういう意味でも、やはり副町長は必要だと。

それから、やはり日々の中で、私も出張等があまして、緊急な場合に、職員が、まずは副町長に相談して対応する。そういうような水巻の体制。これからいろんな事業をやる。それから、災害等もあります。町長ひとりでオールマイティではありませんので、やはり副町長、そして、課長、管理職と、それから職員。そういうひとつになって、力を合わせてやりたいという意味で、ぜひ副町長の承認をしていただきたいと思います。以上です。

**議 長（白石雄二）**

他にございせんか。質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

私は、反対の立場から意見を述べます。なぜかと言いますと、私が議員じゃないとき、北九州市の合併の陳情書を議会に提出したわけです。そのとき、総務財政委員会委員をされていた吉岡町議会議員は、その私の陳情書に、採択に反対されたわけです。政治家というのは、人間というのは、政治家だけじゃなくて、言ったことを実行しない人間は、私、大嫌いなんです。選挙のときは、北九州との合併を訴えながら、実際、議会にそういうことを提出されたら反対

するという、その他にも、何人か議員さんおられましたけど。そういう点で、国会でも嘘ばかり言っていますけど、そういう人間性が問われる人は、私は大嫌いなんです。そういう点をもって、私は、吉岡氏の副町長の選任には、反対いたしたいと思います。以上です。

**議 長（白石雄二）**

近藤議員。

**14 番（近藤進也）**

近藤です。私は、態度を保留したいと思います。その理由につきましては、かつて、私が勤めているときには、ある企業の、家も建てられないような崖の凶面を持って、町で買ってくれと言われまして、とても人格的に適切な方ではないというふうに判断いたしております。それを町長がいいと思って採用しているわけですから、それはそれをもってしかるべきで、ただ、私の思うところでは不適切な方ではないかと。

そういった、普通、町に寄付の申し入れということはあるんですが、家も建てられないような土地を、とんでもないところを買ってくれと言って出かけてくる、そういった企業のおつかいをするような人を、即座に副町長に任命をしたというところも、こういった繋がりでされているのか、そういったことを認識してやられているのではないかと思います。

よって、私は、まだこの方を、十分な副町長としての人格だというふうには認めておりませんので、今回は保留をいたします。

**議 長（白石雄二）**

ほかに。討論を終わります。只今から、採決を行ないます。同意第1号 水巻町副町長の選任について、これを同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

賛成多数と認めます。よって、同意第1号は、同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

[ 副 町 長 入 場 ]

午前10時12分 再開

**日程第4 同意第2号**

**議 長（白石雄二）**

再開いたします。日程第4、同意第2号 水巻町教育委員会委員の任命についてを議題といた

します。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。同意第2号 水巻町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

賛成全員と認めます。よって、同意第2号は、同意することに決しました。

## **日程第5 同意第3号**

議 長（白石雄二）

日程第5、同意第3号 水巻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。同意第3号 水巻町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

( 賛 成 者 挙 手 )

賛成多数と認めます。よって、同意第3号は、同意することに決しました。

## **日程第6 報告第2号**

議 長（白石雄二）

日程第6、報告第2号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。岡田議員。

## 8 番（岡田選子）

税条例の一部改正の専決処分の報告についての質疑をさせていただきます。3月議会にいただきました行政報告の資料によりますと、4月1日からの改正は、固定資産税で地方税制の特例措置の創設の延長ということで、バリアフリー改修の行なわれた劇場や音楽堂にかかる減額措置を創設。新築住宅にかかる税額の減額措置を2年延長しますと。この2項目が行政報告資料には書かれていますが、今回、これをいろいろ見てみますと、法人町民税の申告のこととか、いろいろたくさん出ております。

それで、これ全部説明することは大変難しいし、お手間かかると思うんですが、大まかにこの2つ以外のことで、今回の税条例の改正部分について、資料も何にも今回いただけていないので、少し説明をいただきたいと思います。

## 議 長（白石雄二）

課長。

## 税務課長（大黒秀一）

只今の岡田議員の質問にお答えいたします。3月議会のときに、なるべく町民の生活に関わるようなところを、かいつまんで説明した資料を作成いたしました。ところが、今ご指摘ありましたように、法人ですとか、そういったところで、少し町民の生活とあまり関係ないところの改正がっております。

その中で、今回専決した中で、まず第48条のところになりますけれども、これが法人にかかるところになります。ここを簡単に説明いたしますと、海外に子会社など、そういった関係会社を持つ国内の法人が対象となる規定ということになります。子会社等を租税回避地、タックスヘイブンと呼ばれる、こういったところに設置して、租税負担の不当な軽減を図る事例、こういった分が少し前に起こっております。

これに対応するために、国のほうで、外国子会社合算税制というものが創設されておまして、これが適用される場合に、租税特別措置法の規定で定められました控除対象となる所得税額等を、地方法人税からも控除しますよというような内容になります。この控除の順番も決まっております。まず国の法人税、それから地方法人税、法人県民税の法人税割、最後に、まだ控除しきれない金額がある場合に、法人町民税の法人税割。ここから控除をするというような内容でございます。こういったケースが今後発生するかどうか、少しあるかもしれないですけれども、ちょっと分からないところであります。

それから、もう1つが第52条のところになります。ここも大変分りにくくて、説明が難しいところであるんですけれども、法人町民税にかかる納期限を延長した場合の延滞金についての規定であります。

今回の税制改正で、第2項、第3項、第5項、第6項を追加しているところです。納期限を延長した場合に発生いたします延滞金なんですけれども、申告後に減額更生、一度金額が間違っていましたということで、減額更生をされ、またその後、さらに間違っていましたということで、増額更生があった場合につきまして、増額された部分には延滞金がかかるんですけれ

ども、ここの延滞金の計算にかかります期限の納付されたところの期限を定める規定になります。

申告期限に納付された部分は、その納付がされていた期限を控除して計算するというようなものになりまして、納付期限に一度申告します。それから、増額分があったら、それまでの期間が本来、延滞期間となります。ただし、一度減額しました。そこまでの部分は、その期間から省きますよという内容になります。そういった企業にとりましては、どちらかといえば有利な改正になってきます。過去にこういった分があったのかどうか調べてみたところ、水巻町内の企業においてはございませんでした。かなりレアなケースかと思っております。

今回専決処分の中で、改正された部分で、説明がきちんとされていなかった部分は、この2点になります。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

では、タックスヘイブンにかかるような海外子会社のある企業は、今のところはないということではないんですか。

**議 長（白石雄二）**

大黒課長。

**税務課長（大黒秀一）**

お答えいたします。そのかかる企業はどれだけあるかというような資料は、町には届いておりません。これまでも、従前の制度がございまして、その中で海外に子会社があるような企業に関しましては、外国税額控除というようなもので、控除されるような仕組みは、元々ございました。その控除を受けた企業を調べてみましたところ、2002年から現在までの間に7社ほど、町内にございました。

その2002年当初の企業が、今、存在するかどうかと、そこまではちょっと追いかけてはいないんですけれども、実績としては、そういったところがあります。ただし、この企業がすべてそのタックスヘイブンという、新しいここの制度に該当するような子会社をお持ちかどうかは、ちょっと掴めておりません。これ調査しようと思うとなれば、国税局とか、そういったところで調査する必要がございまして、本町ではそこまではしておりません。

**議 長（白石雄二）**

ほかに。質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。報告第2号 水巻町税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第2号は、承認することに決しました。

## **日程第7 報告第3号**

**議長** (白石雄二)

日程第7、報告第3号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありますか。岡田議員。

**8番** (岡田選子)

今回、また、例年、基礎課税額が引き上がりつつある国保なんですけれども、基礎課税額が58万円ということに、また4万円引き上がっています。それで54万円のとくと比べて、58万円の対象となる世帯がどのくらいあるのかということと、それによる保険税の負担額です。それと、それが所得のある方に対して重くなるわけなんですけれども、それに比べて5割軽減、2割軽減の方が増えるということなんですけれども、その方々が何世帯あって、どのくらい軽減されるのかという金額をお答えいただきたいのと、基礎課税額が58万円という方々の所得です。どのくらいの所得の方、年収のほうがわかりやすいのかな。年収にどのくらいの方があたるのか、ということをお尋ねいたします。

**議長** (白石雄二)

大黒課長。

**税務課長** (大黒秀一)

岡田議員の質問にお答えいたします。まず、今回の改正でどのような影響が出るのかということだと思います。平成29年度の課税状況をもとにシミュレーションをいたしておりますが、まず、2割負担が適用される世帯が6世帯増えます。また、5割負担が適用される世帯が16世帯増えまして、そこで町の税収に関する影響額としましては、63万円ほど減収となる見込みでございます。これは対象となる納税者の方からすれば減税となり、有利な内容になるのかなと思っております。

一方で、課税限度額が58万円に改定されるということで、これによります対象世帯数、今まで平成29年度で54万円の限度額にかかっていた世帯の方、46世帯ございます。この方たちに影響が及びますが、そのうちの38世帯が58万円の限度額に達するというようなこととなります。これによる税収分ですけれども、167万円程度というふうに試算をしております。こちらは納税者から見ると、増税となってしまうような内容になっております。今の額を差し引きいたしますと、単純に計算しまして平成29年度に比べると、この分に対しては104万円ほど増収に

なるのではないかというふうに見込んでおります。

それから 58 万円となる方の収入なんですけれども、これは計算式がありまして、逆算をしたところ所得で換算しますと、1人世帯の方、加入者が1人の場合で705万5千円以上ということになります。それから、世帯の中に2人の加入者がおられるところは680万5千円。それから、3人の加入者がおられる世帯の場合は、655万5千円以上となる場合に58万円の上限がかかるという形になります。

これを収入に換算してみました。公的年金等収入ということで仮定して収入額に直しましたところ、だいたい、およその数字でよろしいでしょうか。900万円前後の収入を得ている方が、このへんに該当するというふうなことになっております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

国保は今でも高すぎるという国保税ということで、延滞されているような方もおられるんですけれども。水巻の場合は、徴収率も大変いい成績ではなっておりますが、果たして900万円前後の収入の方が、高額所得者となるのかということなんです。そこらへんで、やっぱり今いろんな社会保障がある中で、厳しいのではないかというふうに、私などは思うんですが。この、上の方にもっと負担を、これずっと、国民健康保険税って上がり続けているんです。課税限度額が。もう10年ぐらい上がり続けているんじゃないですかね。

ですから、このことについて、30何世帯しかいないんですよ。ですから、これは負担は重いというふうに、私は思うんですが、担当課としてはこの方々は、軽く払える金額だとお考えでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

大黒課長。

**税務課長（大黒秀一）**

今のご質問にお答えいたします。まずは900万円の収入が高いかどうかは、ちょっといろいろ考え方があると思います。国の基準でございますので、このほかに後の議案のほうで給与所得者の方の控除額の見直しとか、控除額の限度額のところの話がございますけれども、そこを国は850万円以上の給与収入がある方を、1つ区切りをつけております。900万円というところは国の考え方に従えば、厳しすぎる内容ではないのかなというふうには感じております。それで、軽く払えるかどうかということにつきましては、ちょっとお答えがしにくいんですけれども。

先ほどこれと並行しまして2割負担、5割負担のところの見直しもあわせてしておりますので、こういう言い方が適切かどうかわかりませんが、低所得者の方には幾分かやさしく、高所得者の方には少し厳しい内容の改正ということで、議員おっしゃったように、何年か前から

ずっと国保税が上がり続けていることは承知しておりますけれども、こちらの負担は、致し方ないのかなというふうに考えております。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

今度の税条例の改正は、政府によってですけれど。私がいちばん心配しているのは、今年4月から国民健康保険税が全国都道府県単位になったことです。最初、総務省は2年間ぐらいは、値上げしないということを書いていましたけれど、実質的には高額所得者は、こんなふう増税のほうにいつてしまったんですけれど。

これと関係ありませんけれど、先日、厚生労働省が後期高齢者の1人あたりにかかった年間の医療費を発表していました。高いところは、一番悪かったのが福岡県で、1人あたり75歳以上の医療費が110万円かかったと新聞で発表していました。安いところは70万円台でした。だから、そんなふう35、6万円の差があるし、高いところと安いところは。それを月割すれば3万円前後安くなるわけです。高いとこ安いとこで。そういう点では、これは税金を上げると実際パンクしている、一般会計から繰り入れやっていますけど。どこの市町村もほとんどそうですけど。パンクしているからやっていますけれど。これをずっとこのままやったら、こういう税金とるほうはいいかもわからんけれど、とられるほうはやっとの思いで税金を払っている人もいるわけです。

そういう点で、こういう税金を下げるには、私がいつも言いますように年寄りの生きがいをつくること。それは憩いの場所、仕事を与える、そして希望を持たせる。私は今回も5月行って来ました。それは、ずっと以前NHKのニュースを見て、行って来たんです。それは和歌山県みなべ町ですね。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員、ご質問は何でしょうか。

**13 番（古賀信行）**

そういう点で私の質問は、すぐと言いませんけれど、折を見つけては全国の市町村によっては、税金の高低差がかなりあると思います。そういう点で、できたらわかる範囲内でいいですから、今日と言いませんけど、都道府県単位でもいいし、また、市町村単位でもいいし、ある程度の税額の内容を教えてくださいたいと思います。以上です。

[ 「すぐでなくてもいいから。あとでも。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

大黒課長。

**税務課長（大黒秀一）**

古賀議員の質問にお答えいたします。それは県内の市町村の国保税額の比較したような表でよろしいかなというふうに、今理解したんですけれども。それでしたら—

[ 「県内と県の都道府県によって違うわけ。こないだの新聞、後期高齢者ですけど。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

違うんですけれど、そういう点も、全部と言いませんけど、わかる範囲内でいいですから。以上です。

**税務課長（大黒秀一）**

わかりました。そしたら、本日資料持って来ておりませんので、後日わかる範囲で作成してお示ししたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありませんか。岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

日本共産党を代表して、この国保の税条例の一部改正の専決について、反対の立場から討論させていただきます。

国保税については、本当に皆さん高すぎる国保税と、それで私どもは払える国保税にということで、これまで質問を続けてまいりましたし、意見書なども提案してまいりましたが、やはり国が、基本的には、国保負担金を下げているということが一番の問題だと思います。それを、やはり、地方自治体の高額所得者とは言い切れないという、ボーダーラインにいるような方々の負担を重くして、そして2割、5割軽減の方も、今回にいたりまして、増税が104万円、減税が63万円ということで、増やした分だけ低所得者層の人が軽くなったかということ、そうではなくて結果的には増税だということになっております。ですから、この今回の見直しについては反対をさせていただきます。

**議 長（白石雄二）**

ほかにございませんか。只今から、採決を行ないます。報告第3号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、報告第3号は、承認することに決しました。

## **日程第8 報告第4号**

**議長**（白石雄二）

日程第8、報告第4号 平成29年度水巻町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。井手議員。

**9番**（井手幸子）

9番、井手幸子です。職員退職手当準備基金積立金について、ちょっとお尋ねいたします。議案書としては、うしろの14、15ページです。今回、専決処分において4千万円の積立金が計上されています。これは年次計画的に退職者の数とかを考え合わせながら、追加をしたり予算をたてたりということだと思ふんですけど。この条例についてちょっと調べてみましたところ、水巻町職員退職手当準備基金の設置管理及び処分に関する条例、この条例が適用されるんですかね。この範囲にちょっと質問しますけど。

**議長**（白石雄二）

蔵元課長。

**総務課長**（蔵元竜治）

はい、お答えいたします。今、議員が言われた条例に該当いたします。

**議長**（白石雄二）

井手議員。

**9番**（井手幸子）

それを見ますと、これは昭和39年から施行されているということで、これ随分古いものでありますけれど。これによると、積立は50万円以上とする。そしてまた、次の場合においては積立を停止することができるという、第2項に積立金が1千万円以上になったときに停止をすることもできるというふうに、これ条例には示してありますけど。これに沿うと相当ちょっと開きがあるので、必要であれば改正、見直しというのも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

**議長**（白石雄二）

蔵元課長。

**総務課長（蔵元竜治）**

お答えいたします。今、議員が言われましたが、そちらに50万円と1千万円ということで乖離があるということで、いずれも、することができるということでございますので、その範囲の中で財政と協議しながら、今後の退職者の動向を見据えて、基金を適正に積立て、または、退職者が多い場合には基金を取り崩していきたいということにしておりますので、50万円と1千万円というところでは見てはおりません。以上です。

**議 長（白石雄二）**

井手議員。

**9 番（井手幸子）**

当時の退職金の金額とか、相当違っているところとかもありませんし、少なくともという話ではないんですけど、あまりにも乖離をしているというところで、ちょっと違和感を感じる場所なんですけれど。では、このまま、この条例のままで今後もいくということですか。

**議 長（白石雄二）**

蔵元課長。

**総務課長（蔵元竜治）**

今言われました内容につきましては、少し持ち帰って検討したいと思います。以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかに。岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

地方債について伺います。議案書の12、13ページです。土木債ですけれども、土木債が大きく4千900万円という金額が地方道路等整備事業債というものが減額され、その下に公共事業債として1千540万円、合計6千400万円という金額が減額されています。

そして、その下の緊急防災減災事業債の1千250万円、これは、14ページの支出を見たときに、きちっと2款1項6目ですか、ここでマイナスできちっとあがってきているので、この支出の部分ではここで減額されているのかということがわかるんです。この土木債の、大きなこの6千400万円という減額について、支出の面では18ページの8款2項2目の1千540万円と街路事業の567万円、こういうものはわかるんですが、あと、減額部分は支出について、使わずに大きく見積もっていただけということなのかどうか。そこを説明いただきたいと思えます。

それと国庫支出金についても10ページの土木費国庫支出金というところで、4千500万円という大きな数字が建設課で2千300万円です。管財課の部分は、多分、先ほど言っていた部分などかなと思うので、LED事業についてかなと思うんですが、そのへんの減額部分について、

説明をいただきたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

篠村課長。

**企画財政課長（篠村 潔）**

岡田議員の質問にお答えいたします。私のほうから起債の関係について、ご説明させていただきます。今ご指摘いただきました起債の関係です。地方道路等整備事業債、公共事業等債、緊急防災減災事業債という形です。今回の起債の減額につきましては、最終的に今年度の事業等がほとんど固まりましたので、必要ではない起債、その中で国庫補助金、あとは起債、あと一般財源等の調整をさせていただく中で、必要でないということの金額について、今回減額をさせていただいたものでございます。

先ほど議員からありましたように、例えば2款であれば庁舎非常用電源の分であったりとか、緊急防災です。道路の関係につきましては、18、19であります道路新設改良費並び街路事業、これは負担金でございますが、このへんの減額の方でございます。

今回の金額の特に歳出の減額については、これがすべて決算上の減額ということではございません。当然歳入との調整とかもいろいろさせていただいた関係になるので、最終的には決算のほうではっきりした数字を出すと思いますが、今回はそれも含めて最終的なところで、起債についても必要以上に借りる必要はございませんし、当然補助裏の分であれば補助金がないと、当然、起債も借りられないわけですから、そのへんのところを整理させていただいたというところでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

そしたら、歳出の部分で減額するというのではなくて、余分に借りていた部分としてあげなかったという理解でいいのでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

篠村課長。

**企画財政課長（篠村 潔）**

一応、当初予算のときとか事業を組むときに、国、県に、今年度、この事業をやるので、これだけの起債を借りますということで、一応あげさせていただいて、それで予算を組まさせていただいているところがあります。先ほど言いましたように、当然事業であれば入札残とかで事業費が下がることもありますので、そのへんのところで最終的な調整をさせていただいて、していたということですから、当初から多く見積もっていたということではなくて、設計額と

かそのへんの中であわせた中で、地方債の予算を組ませていただいておりますので、それに基づいて決算見込みにあわせた形で、今回減額をさせていただいたということでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

いいですか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

歳出の総務費の中の一般管理費の中で、水巻町職員退職手当準備積立金ですか。これ4千万円。それから、その下の財産管理費の水巻町公共施設等整備基金積立金、これ3千万円増額ですか。これは当初予算でこういう退職金なんかわかっているから、補正やなくて組めなかったかという点です。そういうことを質問します。

**議 長（白石雄二）**

篠村課長。

**企画財政課長（篠村 潔）**

古賀議員のご質問にお答えいたします。当然、ご指摘のように当初予算の段階で予算として組めれば、それが一番ベストだと思っています。平成29年度につきましても、予算を組むにあたっては財政調整基金から3億円、結果的に今回1億円減らしましたので、2億円繰り入れないと予算が組めないという状況でございました。

それで、最終的にそのときの事業の進捗状況とかにらみまして、たとえば先ほど言った入札残であるとか、事業の減とかも含めて減らした中で、最終的に予算の余剰財源が若干見込めるということの中で、本来必要である職員退職手当の準備基金とか、今後、公共施設も老朽化に伴って、維持補修とかもかなり見込めますので、このへんのところを、予算を組ませていただいたということでございます。

繰り返しになりますが、本来当初で組めれば一番ベストだと思いますが、なかなか組めないもので、最終的に決算の見込みを見た中で、判断をさせていただいたということでございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

ほかにございませんか。質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。報告第4号 平成29年度水巻町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願い

たします。

(賛成者挙手)

結構です。賛成多数と認めます。よって、報告第4号は、承認することに決しました。

## **日程第9 報告第5号**

議長(白石雄二)

日程第9、報告第5号 平成29年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。只今から、討論を行ないます。ご意見はありますか。

— 意見なし —

討論を終わります。只今から、採決を行ないます。報告第5号 平成29年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の報告について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

結構です。賛成全員と認めます。よって、報告第5号は、承認することに決しました。

## **日程第10 報告第6号**

議長(白石雄二)

日程第10、報告第6号 平成29年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありますか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。報告第6号 平成29年度水巻町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、町長報告を終わります。

## **日程第 11 報告第 7 号**

議 長（白石雄二）

日程第 11、報告第 7 号 平成 29 年度水巻町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。報告第 7 号 平成 29 年度水巻町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、町長報告を終わります。

## **日程第 12 議案第 26 号 / 日程第 13 議案第 27 号**

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 26 号 水巻町役場事務分掌条例の全部改正について、及び日程第 13、議案第 27 号 事務機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての 2 案件を一括議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 26 号、及び議案第 27 号については、総務財政委員会に付託いたします。

## **日程第 14 議案第 28 号 / 日程第 15 議案第 29 号**

議 長（白石雄二）

日程第 14、議案第 28 号 水巻町周遊拠点施設設置及び管理条例の制定について、及び日程第 15、議案第 29 号 水巻町道路、河川その他の行政財産の使用料及び占用料徴収条例の一部改正についての 2 案件を一括議題といたします。只今から、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 28 号、及び議案第 29 号については、総務財政委員会に付託いたします。

## **日程第 16 議案第 30 号**

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 30 号 水巻町税条例等の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっております、議案第 30 号 水巻町税条例等の一部改正については、総務財政委員会に付託いたします。

**日程第 17 議案第 31 号**

議 長（白石雄二）

日程第 17、議案第 31 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。岡田議員。

8 番（岡田選子）

今回の改正で、第 10 条第 3 項第 10 号になるんですかね。これを付け加えるということになっております。厚生労働省令ということなんですけれども、この改正に伴い、水巻町でも同じように改正するということなんですけれども。当町において、これを付け加えることの意味です。付け加えなければならないという理由です。その説明をお願いします。

議 長（白石雄二）

吉田課長。

学校教育課長（吉田 功）

議員のご質問にお答えいたします。今回の改正につきましては、平成 29 年 12 月 26 日に閣議決定されました、平成 29 年の地方からの提案等に関する対応指針を受け、放課後児童支援員の基礎資格等について、厚生労働省令の改正が行なわれたことに伴い、その改正の趣旨を勘案しまして、町においても同じく条例の改正が必要であるというふうに判断をいたしました。以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

8 番（岡田選子）

この第 10 号がついたことによりまして、資格っていうものがあまり重視されなくてもよいというふうにも受け取れるんですよ。経験値だけでよろしいということなんですけれども。私どもが放課後児童の育成支援を考える上で、支援員というのはもちろん、県の研修受けた方は当然なんですけれども、やはり集団というものを子どもの個人に関わるのも当然ですけど、集団ってなると、やはりそれなりの経験はもちろんなんですけれども、いろんな専門的な勉強もあります。

特に運営指針です。厚労省が出しております運営指針のほうでも支援員というの、やはり

豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら、必要な知識及び技能をもって育成支援にあたる役割があると、こういうふうに書かれてあります。ですから、そういう意味で経験値だけでいいのかなというところが不安に思いますが、いかがでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

**学校教育課長（吉田 功）**

ご質問にお答えいたします。こちらの第10号の追加につきましては、地方分権提案募集で放課後児童クラブの勤務経験は豊富だが、高校を卒業していないため、放課後児童支援員になれない方がいるため、その資格要件を拡大するべきではないかという提案を踏まえての改正となっております。

言われますように勤務経験さえ長ければ、即支援員になるというわけではなくて、5年以上の勤務経験があれば、支援員になるための資格認定の研修を受ける資格ができるというだけでありまして、誰でも5年以上勤務さえすれば、支援員になるということではなく、それから先の資格認定研修等を受けていただいて、資質向上に励んでいただければというふうに考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

岡田議員。

**8 番（岡田選子）**

一番大事なところは、やはり私どもは水巻町が30年前に始めたときにも、私もそのときの指導員だったんですけど、やはり資格より資質だと。やっぱり本人のやる気と自己研鑽に励みながらやっていくという、やっぱり子どもをきっちり見る力ですよね。だから、そういうものを大事だなというふうに、資格より資質だと言ってきたんです。だから、中卒の人はだめだということを行っているわけじゃないんです。

町が今後、支援員さんに対して、今度一般質問もさせていただいていますが、そのやはり質の確保というのが、やっぱりどう受け止めるかということが一番大事だと思うんです。そのへんについて、一般質問と重なるところもあるかも知れませんが、そこを崩さないように、中卒がだめだって言っているんじゃないんですよ。そういうことを少しご答弁いただけたらと思っております。町としての考え方です。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

**学校教育課長（吉田 功）**

ご質問にお答えいたします。議員が言われますとおり、日々、児童と接する放課後児童支援

員の資質向上というのは、当然必要なものであるというふうに考えております。そのため、福岡県が開催しております放課後児童支援員の資格認定研修や資質向上研修、あと町独自でも支援員及び補助員、放課後児童クラブの指導員の皆さんの資質向上を図るための研修も、独自で開催しております。そちらを通して、町といたしましても、支援員さんの資質向上は、常に図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

ほかにご意見は。質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 31 号 水巻町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、文厚産建委員会に付託いたします。

### **日程第 18 議案第 32 号 / 日程第 19 議案第 33 号 / 日程第 20 議案第 34 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 18、議案第 32 号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について、日程第 19、議案第 33 号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について、及び日程第 20、議案第 34 号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についての 3 案件を一括議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 32 号、議案第 33 号、及び議案第 34 号については、総務財政委員会に付託いたします。

### **日程第 21 議案第 35 号**

**議 長（白石雄二）**

日程第 21、議案第 35 号 いきいきほーる空調設備等改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

106 ページの工事請負契約書を読んだんですけれど、例えば工事施工後です。工事の内容に不備があって、例えば、そういう不具合が生じた場合、相手に責任をとらせるという、そういう項目が含まれてないです。これが第 1 点。この点どうなっていますか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**管財課長（原田和明）**

古賀議員にお答えします。契約書本体、表です。表については、書き置きはしておりませんが、これに別途、約款というものがこの契約書についています。この中に今、議員おっしゃったのは瑕疵担保、工事にもし誤りとか修正する箇所があれば、どうなるのかというふうな規定がありまして、工事の根幹に関する重要な部分に瑕疵があれば2年間、これは簡易な改修箇所、これについては1年間、工事の施工者が責任をもって改修するという項目が入っております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

古賀議員。

**13 番（古賀信行）**

なぜ私がこんなことを言いますかと言いますと、6月4日です。本会議終了後、議会事務局の前のエアコンのパイプから水漏れして、バケツを5個並べていました。あなたもご存知のように。私は管財課長に去年言いました。それは工事の途中に、工事しているのは下請けの会社でしたけれど、パイプを切断してしまっているんです。だから、水がボタボタ漏れよったんです。

また、同じ箇所が水漏れしているでしょ。だから、こういう工事の途中の段階で、管財課建築係の職員が、しかも1級建築士もいるでしょ。なぜ工事の途中の、監督をしないのか。そして、工事完了後の受取検査をしてないから、こういう結果になったと思うんです。

しかも、3億5千万円の仕事ですよ。10万円、20万円の仕事やないんです。こんなこと民間でやったら、課長なんか、偉い人は、すぐ降格なんですよ。役所はそんなことありません。歯がゆいことに。そういうことがあるもんだから、私は言っているんです。

民間の、今、建売住宅でも、私、聞くんです。現場行きますから。保証期間何年ですかと。ある住宅メーカーは60年保証しますと言うんです。そう言ったから、私は実際その住宅メーカーの工場を見学に行きました。そして自分自身納得しました。これやったらもてるなと思って。そういう点で、特に役所はみんなの税金で、そういう大切な工事をしているんだから、特に民間よりも厳しくそういう点を対応していく必要があると思いますけれど、今後そのような職員の対応の要望をしますけれど、今後どのような対策をとられますか。

**議 長（白石雄二）**

原田課長。

**管財課長（原田和明）**

お答えします。確かに6月4日の日は、私も現場、すぐ確認しましたがけれど、かなりの水が落ちていました。議員の皆さま方には大変なご迷惑をかけました。この場を借りて、改めてお詫び申し上げます。

原因を、どういうふうなことかということで、ちょうどエアコンを6月4日から、かけまして、エアコンのドレーンといいますか。結露水。これがエアコンが稼働しますと発生しますけ

れども、その結露水の排出するドレーンパイプです。これが排水管に、最終的には外に出さないといけない装置になりますけど、ドレーンパイプと排水溝の繋ぎ部分が、少し外れていたという原因でございました。

今、議員おっしゃったように点検です。職員のチェックですけれども、ドレーンパイプの繋ぎ込みについては、全庁舎で同じような箇所が52か所あるというふうなことでございます。すべての箇所につきまして、施工業者、それから議員、今おっしゃった職員です。それから、この工事につきましては、業務管理の委託者、これと全部チェックをしたということでございます。

その後に全部チェックして、いよいよ最後の天井材の復旧、貼り付けというふうなことがあったわけですけれども、恐らく、天井材の復旧の際に何らかの天井の材料があそこにあたって、ずれたのかというふうなことが原因でございました。ちょうど、今年は6月4日から長時間稼働したものですから、その前に判明がつかなかったというふうなことでございます。

今年度、今議題にあがっていますいきいきほーるの工事も、同様な大規模な工事でございますので、議員おっしゃったようにこれを糧に改めて職員、それから業者には十分なチェックをしていただくように、改めて強く指導をしていくというふうなことで考えております。以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

古賀議員。

## 13 番（古賀信行）

課長はふたはめるとき、当たったからとかなんとか言われましたけれど、私はそうじゃないと思うんです。私はある企業で保守部門、サービス部門にいました。だから検査内容に非常に詳しいんです。だからパイプも繋いだら、カラーチェックという検査があるんです。おたくの職員は知らないかもしれません。そういうカラーチェックでもやれば、小さなひび割れがあったって出てくるんです。そんなものあるんです。しかもパイプを繋いで漏れるというのは初歩的なミスなんです、私に言わせれば。だから業者に、そういう監督を任せたとされますけれど、最終的に役場の管財課の建築係が責任とるべきと思うんですよ。

だからそういう点では、日頃から私がいつも言っていますように、職員の教育です、問題は。私は去年9月に熊本県の地震対策の勉強に行きました。そのときは九大の教授、熊本大学の教授が来ていました。私はあなたに言いました。職員を勉強やったらどうですかと、言ったんです。私は行ってきて非常にいい勉強してきたんです。そしてあのときの本、あなたに貸しました。だから、私は自分の金で行っているんです。役場の職員は、出張扱いで行かれるんです。だから、私は役場の職員にいろんな勉強をしてもらいたいです。そして公共の施設を長寿命化するために、対策をとってもらうため、言っているわけです。そういう点で、職員の教育はどうされますか。

議 長（白石雄二）

原田課長。

管財課長（原田和明）

貴重なご意見ありがとうございます。改めて職員には技術、事務も一緒ですけど、研鑽するように指導してまいります。

議 長（白石雄二）

ほかに。質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 35 号 いきいきほ一る空調設備等改修工事の請負契約の締結については、総務財政委員会に付託いたします。

### **日程第 22 議案第 36 号**

議 長（白石雄二）

日程第 22、議案第 36 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。只今から質疑を行ないます。質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。只今、議題となっています、議案第 36 号 平成 30 年度水巻町一般会計補正予算（第 1 号）については、関係の各常任委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 09 分 散会